

## ■ 2019 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨・解説】

表現の自由と経済活動の自由について、「事前抑制」という規制態様がどのような問題点を提起し、具体的にどのような点が判例上争われ、どのような判例法理が形成されたのかを論述させる出題であった。

表現の自由と経済活動の自由について、裁判所は前者に対する制約を後者に対する制約よりも厳格に審査すべきとする「二重の基準」という考え方がある。解答にあたっては、両者の違いを踏まえつつ、「事前抑制」とはどのような規制態様であり、そこにどのような問題があるのかを論ずることになる。

表現の自由については、憲法 21 条 1 項による表現の自由の保障に加えて、同条 2 項に「検閲の禁止」が規定されている。この点を端緒として、表現活動の事前規制固有の問題点を指摘した上で、「検閲禁止」が憲法上明記された意義づけを説明する必要がある。憲法上禁止される「検閲」の意義と表現の自由の保障との関係については、札幌税関訴訟判決（最大判 1984（昭和 59）年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁）と北方ジャーナル事件判決（最大判 1986（昭和 61）年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）が重要な判断を示しており、両判決の判旨を的確に示すことが解答の前提となる。

経済活動の自由については、憲法 22 条 1 項の職業選択の自由の保障が職業活動を継続する自由（職業の自由・営業の自由）の保障も包含していることを指摘した上で、事前規制の典型例である許可制を採りあげて、その定義とともにそれがなぜ「強力な制限」といえるのかを説明する必要がある。この点で重要な判例は、薬局開設距離制限事件判決（最大判 1975（昭和 50）年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁）であり、そこで示された職業の自由への許可制に関する判例法理を的確に説明することが求められる。

以上